

孀恋村ふるさと納税返礼品

## 愛する孀恋基金感謝券 取扱店募集要領

### 1 発行の目的

ふるさと納税制度による「愛する孀恋基金」に寄附していただいた方を対象とし、寄附行為に対する御礼として村内で利用できる「愛する孀恋基金感謝券」（以下「感謝券」という。）を贈り、都市住民との交流と村内の消費拡大により地域の活性化を図ることを目的とする。

### 2 感謝券の発行について

- (1) 名称 愛する孀恋基金感謝券
- (2) 発行者 孀恋村
- (3) 対象者 寄附者のうち返礼品「感謝券」希望者
- (4) 発行額 寄附金額の3割を目途とし、1,000円券を1枚として発行
- (6) 利用期間 発行日から1年間

### 3 取扱いにおける厳守事項

- (1) 孀恋村ふるさと納税に係る返礼品等申込要領の規定を理解し、感謝券使用による物品の販売またはサービスの提供を行うこと。
- (2) 感謝券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (3) 感謝券を現金化することはできません。
- (4) 感謝券額面に利用が満たない場合でもつり銭は出ません。
- (5) 物品の購入等で不足分は現金等で受け取ってください。
- (6) 利用期間を過ぎた感謝券は受け取らないでください。
- (7) 感謝券の紛失及び盗難に対し、孀恋村はその責を負いません。

### 4 感謝券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、水道料金等の公共料金、給食費等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ、プリペイドカードへの入金
- (4) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) 地方税法において総務大臣が定める返礼品の基準を満たさないもの

### 5 取扱店の参加資格

孀恋村内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（1）から（4）に該当する事業者を除いたもので、孀恋村内の店舗等に限り感謝券を使用できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記[4 感謝券の対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

### 6 取扱店の責務等

- (1) 利用者が持ち込んだ感謝券は、受け取る前に問題がないか確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された感謝券と判別できる場合は、感謝券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに孀恋村役場未来創造課に報告してください。
- (2) 感謝券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入するこ

- とし、既に取扱店名の記入がある場合は受け取りを拒否してください。
- (3) 感謝券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された感謝券のみ換金可能です。
  - (4) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
  - (5) 利用者から受け取った感謝券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
  - (6) 群馬県暴力団排除条例及び嬭恋村暴力団排除条例を遵守してください。

## 7 申請手続きについて

- (1) 申請方法  
この「募集要領」に同意のうえ「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、嬭恋村役場未来創造課へ郵送又は直接提出してください。
- (2) 申請書の提出先  
嬭恋村役場 未来創造課  
〒377-1692 嬭恋村大字大前110
- (3) 申請期間  
平成27年3月10日より随時
- (4) 申請後の審査・承認  
申請のあった事業者は、村の審査を経て取扱店として承認します。承認した場合には後日「取扱店証明書」を郵送し結果を通知します。
- (5) その他
  - ① 個別の店舗ごとに申し込んでください。村内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申請書を作成してください。
  - ② 感謝券換金申請書は取扱店証明書と同時に配布します。

## 8 換金について

- (1) 換金方法  
取扱店は、嬭恋村役場未来創造課において、「取扱店証明書」を持参のうえ、使用済券と感謝券換金申請書を提出してください。  
**なお、金融機関での換金はお取り扱いいたしません。**
- (2) 換金期間  
感謝券を受け取った日から2ヶ月間の期間までに申請して下さい。  
※上記期間を過ぎた場合は換金に応じられない場合もありますのでご注意ください。
- (3) その他  
換金は口座への振込とし、現金での換金は行いません。

## 9 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

## 10 その他留意事項

- (1) この「募集要領」に記載されていない事項は、嬭恋村役場未来創造課へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報（店舗名称、所在地、業種等）は取扱加盟店一覧に掲載し、嬭恋村のホームページやリーフレットなどにより広報します。

### <問い合わせ先>

嬭恋村役場 未来創造課 TEL : 0279-96-1257 FAX : 0279-96-0516